

赤情審第25号
平成24年5月30日

赤磐市長
井上稔朗様

赤磐市情報公開不服審査会

会長 岡田雅夫

赤磐市情報公開条例（平成17年赤磐市条例第8号）第17条の規定に
基づく諮問について（答申）

平成24年4月16日付け、赤環第35号による下記の諮問について、別紙
のとおり答申します。

記

「平成10年3月議会で可決された議会に提出された公共墓地造成工事及び
説明資料一切」に係る不開示決定に対する不服申立てについての諮問

答 申 第 8 号
平成24年5月30日
(諮問第8号)

答 申

1. 審査会の結論

本件異議申立ては、法の定める要件を欠いており不適法であるので、これを却下する。

2. 異議申立ての経緯

本件異議申立人（以下「異議申立人」という。）は、平成24年2月29日付けで、「平成10年3月議会で可決された議会に提出された公共墓地造成工事及び説明資料一切」（以下「本件公文書」という。）について開示請求を行った。

実施機関は、対象となる公文書は保存年限を経過しており、現存せず不存在であるとして、平成24年3月4日付けで赤磐市情報公開条例（平成17年赤磐市条例第8号。以下「条例」という。）第11条第2項に基づき不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。その後、本件処分を不服として、平成24年3月27日付けで異議申立てがなされたものである。

3. 異議申立人の主張の要旨

（1）異議申立ての趣旨

「岡山県赤磐市（旧山陽町）が廃棄した本件公文書は、公共墓地造成工事が出来ていない現状では保存すべきであった。行政にあってはいけない事であり、行政不服審査を行ってほしい。」というものである。

（2）異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

本件情報公開請求に係る文書は平成10年3月議会で議決されて、平成15年に監査請求を行なった折資料として添付した。市長に公共墓地の造成を要望したところ、休止、検討しているとの回答であったが、予算、設計及び図面、販売価額の積算基礎等の本事業における重要な資料がないのに検討することは出来ないはずである。また資料を保存年限で廃棄した事について責任を明らかにしてほしい。

4. 実施機関の説明の要旨

実施機関の主張する不開示の理由は、不開示理由説明書によると、次のとおりである。

平成10年3月の議会における福祉厚生常任委員会での予算資料は保存年限を経過しており、対象となる公文書は現存せず不存在であるため。

5. 審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 24 年 4 月 16 日	実施機関から諮問書を受理
平成 24 年 4 月 23 日	実施機関に不開示理由説明要求書の送達
平成 24 年 4 月 27 日	実施機関から不開示理由説明書を受理
平成 24 年 5 月 2 日	異議申立人に不開示理由説明書を送達し、意見書の提出を要求
平成 24 年 5 月 10 日	異議申立人からの意見書・意見陳述申出書を受理
平成 24 年 5 月 30 日	審議
平成 24 年 5 月 30 日	答申

6. 審査会の判断

(1) 審査会の審議事項について

審査会は、本件異議申立ての適法性について検討を行った。

(2) 異議申立ての適法性について

意見書によれば、異議申立人は、公共墓地建設に関する「資料を保存年限で廃棄したことについて」の責任を明らかにすることを求めており、実施機関がした決定についてはいかなる主張もしていないことは明らかである。

当審査会は、条例上実施機関が行う開示決定等についての妥当性を判断する権限しか有しておらず、市の責任の有無について判断する権限は与えられていない。そうだとすれば、実施機関の決定の妥当性ではなく、市の責任の有無についての判断を求める本件異議申立ては、異議申立ての要件を欠いており不適法であるというほかない。

(3) 結論

以上の理由から、当審査会は、「1. 審査会の結論」のとおり判断する。

赤磐市情報公開不服審査会

会 長	岡 田 雅 夫
副会長	木 津 恒 良
委 員	高 畑 知 功